

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物以外のものに係る解体工事  
又は新築工事等〔土木工事等〕）事務処理要綱

平成31年 1月 4日

平成31年 4月26日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、うるま市における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の執行にあたり、必要な事項を定めることで建設リサイクル法の円滑な運用を図ることを目的とする。

（要綱の適用範囲）

第2条 この要綱が適用される建設リサイクル法の仕事の範囲は以下のとおりとする。  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）における建設リサイクル法第10条に規定する届出及び建設リサイクル法第11条に規定する通知に関する事務。

（届出、通知の窓口）

第3条 届出、通知の受理の窓口はうるま市都市建設部都市政策課土木計画係とする。

（届出）

第4条 建設リサイクル法に規定する対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日（土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を含む）前までに届出書、分別解体等の計画等（別表3）、現地案内図、工程表、設計図・写真等（以下「届出書等」という。）を提出するものとする。

2 届出書等の提出部数は1部とする。

3 届出は、原則発注者又は自主施工者が行うものとする。ただし、発注者の記名押印がされた委任状の提出による場合は、代理の者として行うことができる。

4 法人名で届出を行う場合であって、その社員の方が代行者として提出するときは、社員証等身分を証するものを提示すれば委任状の提出は必要としないものとする。

5 届出事項に変更がある場合又は変更命令により届出の変更が必要な場合には、対象建設工事着手前に限り変更届出を行うものとする。なお、変更届出はその工事に係る工事に着手する日の7日前までに行わなければならない。

6 対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事となった場合には、判明した時点で速やかに届出を行うものとする。

7 届出書等を受理した場合は、届出書の余白に収受印を押印し、番号を記入した後、そ

の写しを交付するものとする。

(通知)

第5条 国の機関又は地方公共団体は、工事の着手前までに通知書、分別解体等の計画等（別表3）、現地案内図、工程表、設計図・写真等（以下「通知書等」という。）を提出するものとする。

2 通知書等の提出部数は1部とする。

3 対象建設工事でなかった工事が、変更等により対象建設工事となった場合には、判明した時点で速やかに通知を行うものとする。

4 通知書等を受理した場合は、通知書の余白に収受印を押印し、番号を記入した後、その写しを交付するものとする。

(報告)

第6条 第4条による届出をした工事又は第5条による通知をした工事が中止になった場合は、第3条で規定する窓口に工事が中止になった旨を報告するものとする。

(届出書、通知書、委任状及び分別解体等の計画等の記載)

第7条 届出書、通知書、委任状及び分別解体等の計画等（別表3）の記載例は別記のとおりとする。

(台帳への登載)

第8条 第4条による届出書等を受理した場合又は第5条による通知書等を受理した場合には、収受番号、受付年月日、工事内容、施工場所、届出者等についての事項を台帳に登載するものとする。

(建設リサイクル法事務の実績報告)

第9条 第3条で規定する窓口の課は、毎月の届出及び通知の処理件数等の業務実績を、うるま市都市建設部建築行政課に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。